

岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び岩沼市給水条例の一部を改正する条例

(岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(岩沼市給水条例の一部改正)

第2条 岩沼市給水条例（昭和50年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第9条第1項、第38条の2第2項及び第41条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。